

観 覧 設 計 書

工 事 名	舗装修繕工事（市道東町鹿島町1号線）
施行箇所	矢板市木幡地内
工 期	令和8年2月20日まで

入 札 日	令和7年11月27日	時間については、入札通知書により確認のこと
場 所	矢板市生涯学習館 2階 研修室（1）	
観覧期間	令和7年11月 日～令和7年11月26日	
担 当	建設課	

そ の 他	
-------	--

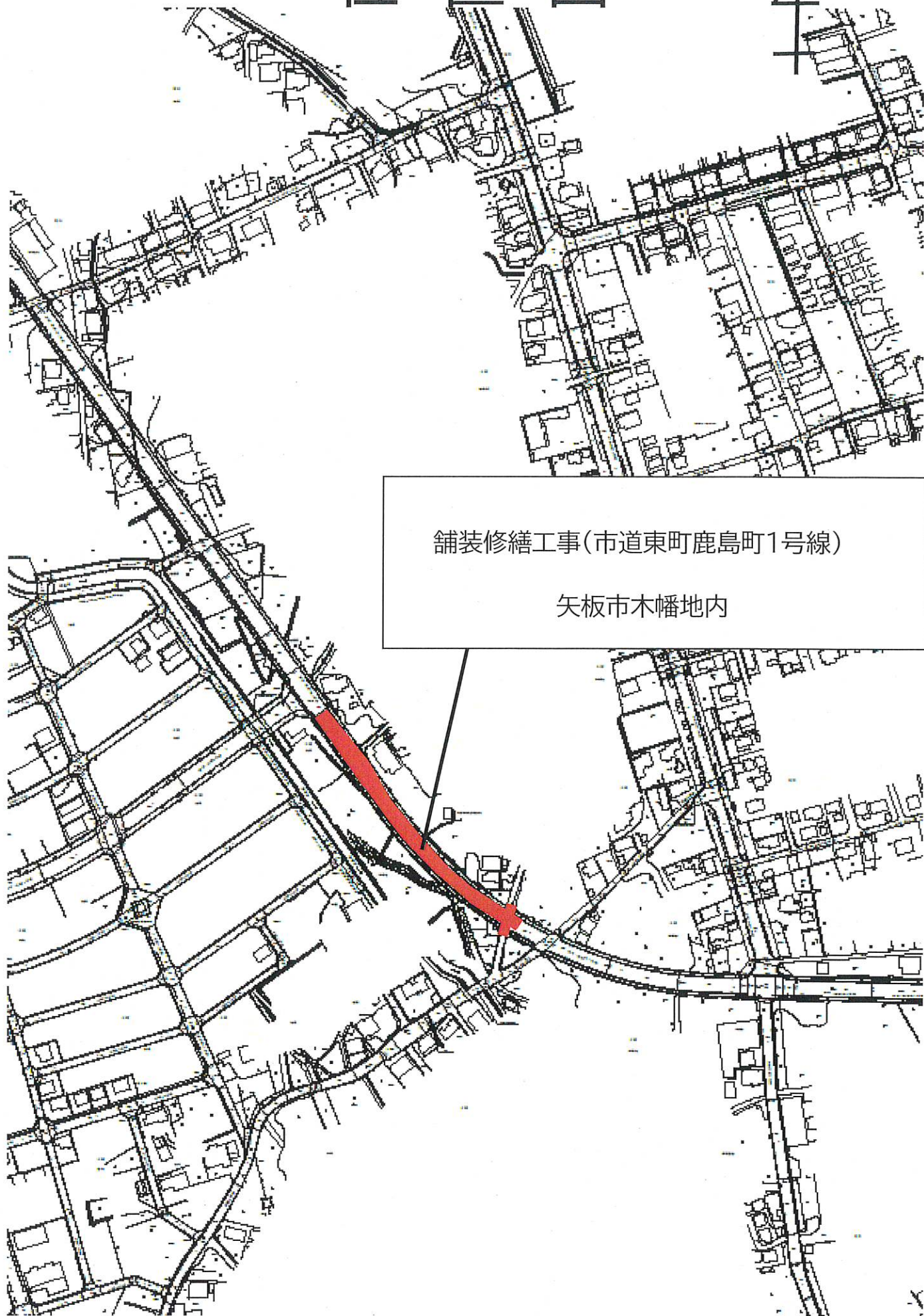
[illegible]

位置図

4

舗装修繕工事(市道東町鹿島町1号線)

矢板市木幡地内



施 工 条 件 書

舗装修繕工事（市道東町鹿島町1号線）

矢板市木幡地内

項 目	施 工 条 件 ・ 内 容 等	項 目	施 工 条 件 ・ 内 容 等
工 関	・工事着手前に施工計画書を提出し、監督員と協議すること。 ・工事に何らかの支障があり、工程が遅れる場合、監督職員と協議すること。 ・近接工事（道路占用物件等工事）がある場合は、請負業者間で工程調整等を行うこと。なお、それに伴い工程上の制約を受ける場合は、別途協議する。	仮 設 係	・工事表示等保安施設については、所定の位置に設置し、夜間においても遠方から確認できるようにすること。また、常に巡回を行い、安全確認を行うこと。特に交差点付近の工事となる場合は、万全を期すること。 ・仮設備の配置計画については、施工計画書に明示したうえで、監督員と協議すること。
用 関	・測量杭、境界杭等は、工事車両、建設機械等で動かさぬよう確実に養生すること。（施工上、支障となる場合は、控えをとり確実に復旧すること。） ・施工上、個人の土地に立ち入らなければならない場合は、土地所有者の許可を得ること。	工 事 用 道 路 係	・住宅等に車が入りやするときは、速やかに通行を確保すること。 ・片側通行、全面通行止め等で施工する場合、所轄の警察署の許可及び矢板消防署等の同意を得ること。 ・迂回路の場合、案内看板等を設置し、安全確保のため常に巡回すること。
公 害 対 策 関	・作業中の騒音、振動については、できる限り配慮すること。 ・原則として日曜、祭日等の作業は避けること。 ・残土及び鋭等運搬時、路上に飛散した場合は必ず清掃を行うこと。（特に搬入先の路上） ・当該工事により、付近の家屋、工作物等に被害を及ぼす恐れがあるところは、着工前に外観調査（写真等を含む）を行うこと。	過 積 載 防 止	・ダンプロック過積載による違法運転の防止実施要領により、下記のことに従って遵守すること。 (1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込まないこと。 (2) さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込まない。 ※不表示者とは「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（「タンプカー規制法」）第4条における表示義務違反車をいう。 (3) 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。 (4) 取引関係にあるタンプカー事業者が過積載を行う場合、また場合は、さし柵装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。 (5) 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって、下請業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。 (6) 以上のことにつき、下請け業者にも十分指導すること。
安 全 対 策 関	・施工の安全確保の徹底を図るため、作業員全員による定期的な教育、訓練等を実施すること。（労働災害防止） ・工事車両の出入り口及び建設機械の旋回には、必ず誘導員を配置すること。 ・交通車両及び歩行者・自転車の安全対策には特に留意すること。 ・交通誘導員を述べ22人（交通誘導員B：11日×2人）計上しているので、適切に配置し一般交通に極力支障をきたさぬよう注意すること。		
安 全 訓 練	・工事期間中、安全・衛生に関する研修・訓練等を月1回（4時間）以上実施する。 ・KY日報を作成し、竣工図書（手持資料）に添付すること。		

施 工 条 件 書

舗装修繕工事（市道東町鹿島町1号線）

矢板市木幡地内

項 目	施 工 条 件 ・ 内 容 等	項 目	施 工 条 件 ・ 内 容 等
支障物件等	- 地下埋設物や他の公共施設との離隔は、30cm以上確保する。 - 地下埋設物（上水道管、NITケーブル、電力ケーブル、防火水槽など）については、工事着手前に図面等により確認し、施工時には管理者の立会いを依頼すること。 ※上下水道事務所 水道課 0287-44-1511 ※上下水道事務所 下水道課 0287-43-6214 ※NIT東日本 0120-116-000 ※東京電力カスターマセンター 0120-995-112 ※矢板警察署 0287-43-0110 ※矢板消防署 0287-44-2511	舗装版の切断時に発生する濁水の適正な処理	- 本工事におけるカッター切断作業により発生する濁水については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づき適正に処理しなければならない。 - また、下記の処理施設は積算上の条件を明示するものであり、処理施設を指定するものではない。なお、舗装版切断時に発生する濁水の処理量は、設計変更の対象とする。
そ の 他	- 本工事は、土木工事共通仕様書及び土木工事必携を準用する。 - 特記仕様書を遵守すること。 - 建設業退職金共済証紙購入報告書を提出すること。 - 疑義が生じたときは、監督員と協議すること。 - 工事竣工図書の一部（工事写真）を電子納品とすること。 - 工事着手時に設計図書と現場との照査を行い、監督員に報告すること。 - 施工時に住民の交通に支障を来すので、看板や回覧等で周知し、苦情がないようにすること。 - 受注者は工事に先立ち、起工測量を実施し、測量成果を提出すると共に、縦横断計画を作成して監督職員の承諾を得ること。	建設副産物関係	- 建設副産物関係については下記のとおりとする。 - 建設残土（別添特記仕様書参照） ※捨土処理報告書を作成し、監督員に提出するものとする。 ※日曜、祭日、夜間の捨土は不可。 - 建設廃材（別添特記仕様書参照） ※指定の中間処理施設に搬入すること。 - 建設廃棄物 ※指定の最終処理施設で適切に処理すること。 ※建設廃棄物処理委託契約を処理業者と締結し、契約書の写しを建設副産物処理承認申請書に添付すること。 ※マニフェストE票の写しを竣工図書（提出資料）に添付すること。 - 再生資源利用〔促進〕計画書の提出 - 工事を実施するにあたり、再生資源利用〔促進〕計画書を施工計画書に添付するものとし、計画書の実施状況については、再生資源利用〔促進〕実施書を作成して、工事完了後速やかに実施書を発注者に提出すること。 - なお、監督員の承諾を得て、施工計画書を省略する場合においても、再生資源利用〔促進〕実施書等については、提出するものとする。 - また、再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）の作成にあたり、再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）入力システムを利用するものとする。

(別紙 5)

捨 土 処 理 報 告 書

令和 年 月 日

矢板市長 森島 武芳 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

捨土処理について、次のように処理を行いましたので、関係書類を添えて報告いたします。

記

1. 工 事 名
2. 工 事 場 所
3. 処 分 場 所
4. 処分地所有者名
又は処理施設社名
5. 処 理 量
6. 付 属 書 類

写真（処理前・処理後）、位置図

(別紙 6)

廃材処理報告書

令和 年 月 日

矢板市長 森島 武芳 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

廃材処理について、次のように処理を行いましたので、関係書類を添えて報告いたします。

記

1. 工 事 名

2. 工 事 場 所

3. 処 分 場 所

4. 処分地所有者名
又は処理施設社名

5. 処 理 量

6. 付 属 書 類

写真（中間処理施設看板、廃材幅管理）、位置図
中間処理施設入荷証明

特記仕様書

この特記仕様書は、栃木県土木工事共通仕様書という特記仕様書である。
(●:適用する ○:適用しない)

項 目	事 項
現場代理人の常駐義務の緩和及び専任の主任技術者の兼任等	○ 1 本工事は、現場代理人及び主任技術者の他工事との兼任は認めない。 ○ 交通量が多い現道上の工事であり、現場の安全管理に特に万全を期す必要がある。 ○ 急傾斜地での工事であり、現場の安全管理に特に万全を期す必要がある。 ○ 当該工事は_____であり、現場代理人が他の工事と兼任した場合、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障があるため、兼任は認めない。 ○ 理由: ● 2 本工事における現場代理人について、以下のすべての要件を満たし、かつ、発注者の承諾を受ければ、他工事との兼任が可能である。ただし、作業工程上、受注者が安全管理や現場の運営・取締りなどの面で、現場代理人の常駐が必要と判断した間は、この限りではない。 (要件) (1) 矢板市発注の工事で、入札公告等に兼任可能である旨明記されているもの。 (2) 兼任できる工事は、同一現場代理人は2件までとする。 (3) いずれの兼任工事も請負代金が3,500万円未満とする。 (4) 工事を兼任する現場代理人は、工事現場の安全管理を徹底し、常に市(監督員)と連絡が取れる体制を確保すること。 (5) 現場代理人は、駐在する現場に偏りがないように配慮しつつ、兼任する現場いずれかに必ず駐在し、兼任する現場の管理運営に努めるものとする。 (6) 過去5年間に、現場代理人若しくは主任(監理)技術者として配置した矢板市発注工事において、工事成績評価が「D」以下でない者。 ※ 個々の工事の施工難易度や工事現場の条件等により兼任が不可能と判断した場合は、兼任を認めず、また兼任を取消すことがある。 ● 3 本工事における主任技術者(監理技術者は除く。)について、以下のすべての要件を満たし、かつ、発注者の承諾を受ければ、他工事との兼任が可能である。 (要件) (1) 矢板市発注の工事で、入札公告等に兼任可能である旨明記されているもの。 (2) 工事対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められ工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事場所が近接しているもの。 (3) 主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事含む場合は、原則2件とする。 (4) 過去5年間に、現場代理人若しくは主任(監理)技術者として配置した矢板市発注工事において、工事成績評価が「D」以下でない者。 ※ ただし、以下の工事は兼任を認めない。 1. 監理技術者の配置を要すると見込まれる工事。 2. 低入札価格調査を経て契約締結した又は締結しようとする工事。 ※なお、主任技術者を現場ごとに専任で置く必要がある工事は、「公共性のある工作物に関する重要な工事」で、「請負金額が4,000万円以上」の工事をいう。(建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条) また、発注者から直接請け負った工事のうち4,500万円(※土木工事の場合)以上を下請負契約して工事を施工するときは、主任技術者に代えて「監理技術者」を専任で置かなければならない。(建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第2条) ● 4 当該工事における現場代理人と主任技術者等の兼務は可能である。 ● 5 現場代理人又は主任技術者を兼任させようとする場合は、双方の監督員と工事打合せ簿により協議のうえ、承認を受けなければならない。承認を得たのち、管財担当へ現場代理人(主任技術者)の兼任届出書(様式第1号)を協議書の写しとともに提出すること。

特記仕様書

この特記仕様書は、栃木県土木工事共通仕様書でいう特記仕様書である。
(●:適用する ○:適用しない)

項 目	事 項																
主任技術者について	● 1 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち検定種目を二級の建設機械施工管理または二級の土木施工管理とするものに合格した者、並びに建設大臣が前述の者と同等以上の能力を有するものと認定した者。 ● 2 技術法(昭和32年法律第124号)による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目「農業土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。 ※ なお、主任技術者等の通知書に合格証明書等有資格技術者であることを証するもの(写しでも可)を添付すること。																
法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出	● 法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出について 本工事において、受注者は、当初契約後、14日以内に請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)を作成して、発注者に提出するものとする。 なお、変更契約時については、発注者から内訳書の提出を請求された場合、受注者は、内訳書を提出しなければならない。																
週休2日制工事	○ 1 本工事は「矢板市週休2日制工事試行要領」に基づく工事である。(発注者指定型) ● 2 本工事は「矢板市週休2日制工事試行要領」に定める受注者の希望により週休2日制工事が実施できる工事である。(受注者希望型)																
再生材関係	○ 1 受注者は、再生クラッシュランの使用にあたっては、「再生材の利用基準」(県土整備部制定)を準拠することとし、現場搬入開始時には目視による品質確認状況を写真に記録するとともに、「再生クラッシュラン(RC材)品質確認状況報告書」を作成のうえ、速やかに監督職員に提出するものとする。 なお、報告書は、本工事におけるRC材の搬入開始時に1枚作成し、その他供給元が変更することにより最初の搬入時に1枚作成する。 ● 2 本工事は、エコスラグ入り再生加熱アスファルト混合物を使用すること。なお、供給不能な場合などやむを得ない事情により使用できない場合は、監督職員と協議の上、再生加熱アスファルト混合物に変更できるものとする。なお、この場合においても原則として設計変更の対象としない。																
県土整備部リサイクル製品利用指針関係	● 1 受注者は、「県土整備部リサイクル製品利用指針」に基づき、「とちの環エコ製品」の使用に努めるものとする。 ○ 2 本工事では、上記に加え、以下に指定する「とちの環エコ製品」を使用するものとする。なお、指定製品の調達が困難な場合は、監督職員と協議し、使用目的に応じて、他の「とちの環エコ製品」又は、新材品等に変更することができる。 この工事で使用を指定する「とちの環エコ製品」 <table><tr><th></th><th>使用工種</th><th>とちの環エコ製品 品目名・ブランド名</th><th>規格・寸法</th></tr><tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ● 3 受注者は、「とちの環エコ製品」を利用した場合は、別紙の「リサイクル製品利用実績書」を工事完成時に再生資源利用実施書に添付して提出するものとする。		使用工種	とちの環エコ製品 品目名・ブランド名	規格・寸法	1				2				3			
	使用工種	とちの環エコ製品 品目名・ブランド名	規格・寸法														
1																	
2																	
3																	
不正軽油防止対策	● 工事現場における不正軽油の使用防止に関し、次の事項を遵守すること。 1 本工事は、地方税法(昭和25年法律第226号)及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年5月25日法律第51号)を遵守すること。																

特記仕様書

この特記仕様書は、栃木県土木工事共通仕様書という特記仕様書である。
(●:適用する ○:適用しない)

項 目	事 項									
	2 本工事で使用し又は使用させる軽油使用の車両(資機材等の搬出入車両を含む)並びに建設機械等の燃料には規格(JIS)に合った軽油を使用すること。 また、使用燃料の抜き取り調査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うこと。 3 以上のことについて、下請業者及び資材運搬業者等にも十分に指導すること。									
その他	○ 1 本工事は _____ 調査の対象工事となっているので、調査票を提出すること。 ● 2 本工事は、工事の最終成果を電子データで納品する電子納品対象工事である。 (1) ここでいう電子データとは、「電子納品運用に関するガイドライン(案)」(以下「電子納品ガイドライン」という)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名または押印の取扱いについては、別途監督員と協議するものとする。 (2) 成果品の提出の際には、国土交通省チェックシステムを利用し、エラーがないことを確認した後、ウィルスチェックを実施したうえで電子媒体(CD-R等)に格納して正副各1部、計2部提出する。 なお、電子納品の対象外とした書類は、従来通り紙で納品する。 「ガイドライン」で特に記載のない項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、監督職員と協議の上、電子化を決定する。また、紙による書類の提出は必要最小限とする。 (3) 請負者は、発注者に提出する電子媒体に格納したデータを、バックアップとして請負者のハードディスク等に保管し、その保管年数は10年間を原則とする。 (4) 受注者は、電子媒体(CD-R又はDVD-R)において、提出した電子データが「電子納品ガイドライン」に基づき作成されていることを監督職員の立会いのもと確認する。 なお、電子データの検査方法については、別途協議のうえ決定する。 (5) 受注者は、本工事の実施にあたり内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議し、その指示を受けなければならない。 ● 3 瀝青材料の散布量については次のとおりとする。 瀝青材料の散布量(100m2当り)<table><tr><td>種 別</td><td>単位</td><td>数 量</td></tr><tr><td>タックコート</td><td>ℓ</td><td>43</td></tr><tr><td>プライムコート</td><td>ℓ</td><td>126</td></tr></table> (注) 1. 基層にグースアスファルト混合物を使用する場合の瀝青材料は、タックコート(ゴム入り)を使用する。 2. 排水性アスファルト混合物を使用する場合の瀝青材料は、タックコート(ゴム入り)を使用する。 3. 上記の散布量には、材料ロス分を含む。 ● 4 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 受注者は保険契約の締結後速やかに、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示し確認を受けること。 ● 5 CORINSへの登録(栃木県土木工事共通仕様書 1-1-5CORINSへの登録) CORINSへの登録は、契約後10日以内(土日祝日を除く。)に行うこと。 また、技術者の従事期間は、実工期の期間(契約書に記載されている工期)をもって登録すること。 ○ 6 その他 内容 :	種 別	単位	数 量	タックコート	ℓ	43	プライムコート	ℓ	126
種 別	単位	数 量								
タックコート	ℓ	43								
プライムコート	ℓ	126								

特 記 仕 様 書（建設副産物）

1 共通事項

- (1) 建設副産物実態調査要領に基づき、本工事に係る再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて各1部提出すること。また、工事完成後速やかに上記計画書の実施状況について、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、各2部提出するとともに、これらの記録を工事完成後1年間保存しておくこと。
- (2) 建設副産物の処分に先立ち、別紙「建設副産物処理承認申請書」により監督職員の確認を受け、同申請書を2部提出すること。
- (3) 建設廃棄物の処分にあって、排出事業者（元請業者）は処理業者と建設廃棄物処理委託契約書を締結し、建設副産物処理委託契約書（厚生省作成または建設八団体廃棄物対策連絡会作成様式）を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを提出すること。なお、収拾運搬業務を収拾運搬業者に委託する場合は、別に、収拾運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結すること。
- (4) 建設副産物処理完了後速やかに別紙「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員に2部提出するとともに、実際に要した処理等を証明する資料（受入れ伝票、写真、位置図、経路等）を提示し確認を受けること。また、竣工図書に添付すること。
- (5) 建設廃棄物については、産業廃棄物処理における「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」のA票、B票、D票を監督職員に提示し、確認を受けるとともにE票の写しを竣工図書に添付すること。

2 建設発生土

(1) 指定（A）の場合

本工事により発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土については、下記指定地に搬出すること。

ア 搬出先（相手先工事名、場所等）

イ 土質及び処分量

m3

ウ 搬出時期

適宜

(2) 指定（B）の場合

建設発生土（ m3）は準指定処理とし、請負者裁量で処理地を確保するものとし、実情に応じて運搬距離を変更するものとする。

※掘削土を土質により流用する可能性があるため、監督員と協議し建設発生土量・運搬距離を変更するものとする。

(3) 自由処理の場合

建設発生土 (m3) は自由処分とし、請負者裁量で処理地を確保するものとするが運搬距離の変更はしない。

(4) 建設発生土を処理する場合には、処理先の見やすい場所に必ず標識を掲げること。

3 建設廃棄物

本工事により発生する

ア、 アスコン塊 (95 m3) は、 矢板市 針生地内、
運搬距離 3.5km の施設に運搬し、処理するものとする。

イ、 コンクリート塊 (m3) は、 地内、
運搬距離 km の施設に運搬し、処理するものとする。

ウ、 建設発生木材 (m3) は、 地内、
運搬距離 km の施設に運搬し、処理するものとする。

エ、 建設汚泥 (m3) は、 地内、
運搬距離 km の施設に運搬し、処理するものとする。

オ、 建設発生廃プラ (m3) は、 地内、
運搬距離 km の施設に運搬し、処理するものとする。

カ、 石塊 (m3) は、 地内、
運搬距離 km の施設に運搬するものとする。

事務所 設計書名 変更回数	11 矢板市 実施設計書 0	当初 07-00000000001-40
適用単価区分 適用単価地区 適用単価世代	1 実施単価 61 矢 板土木事務所管内 0-071010(0)	
諸経費体系 ファイル名	1 一般公共 【R7実施】舗装修繕工事（市道東町鹿島町1号線）.RS5	
	当 世 代	前 世 代
前払率 工種 現場環境改善費 市街地補正区分 交通規制区分 ゼロ債務工事に係る補正 週休二日補正区分 契約保証方法 ICT間接費率補正の有無 消費税等の率	40 06 舗装工事 00 計上しない 11 市街地 02 一般交通影響あり（2） 01 補正なし 01 補正なし 01 金銭的保証 01 補正なし 06 10％適用	
この「参考資料」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約書 第一条にいう設計図書ではない。		

07-00000000001-40

数量総括表 (設計書)

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規 格	単 位	数量(前回)	数量(今回)	摘 要
本 工 事					
道路修繕		1式			Y0RZZ
舗装工		1式			Y0R2Z
路面切削工		1式			Y0R2Z23H
路面切削		1式			Y0R2Z23H484
路面切削	全面切削6cm以下(4000m2以下) 段差すりつけの撤去作業あり	m2		1,900	SZD301
段運搬(路面切削)	A=1, B=2, C=1, D=1	1式			Y0R2Z23HA6U
段運搬(路面切削)	D/D区間あり 3.5km以下	m3		95	SZD305
処分	A=2, C=1, D=1, E=3.4	1式			Y0R2Z23HA0L
処分費	アスファルト	m3		95	S0020
舗装打換え工	A=3	1式			Y0R2Z23I
表層		1式			Y0R2Z23I5I4

07-00000000001-40

数量総括表（設計書）

頁0-0004

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規 格	単 位	数量(前回)	数量(今回)	摘 要
直接工事費		1式			
運搬費		1式			
貨物自動車運搬費 A=5, B=2, 1, C=2, D=1, G=2	20t車以上30t車まで 片道運搬距離2.1km	台		1	SA001
共通仮設費(率分)		1式			
共通仮設費計		1式			
純工事費		1式			
現場管理費		1式			
工事原価		1式			
一般管理費等		1式			
契約保証費		1式			
一般管理費等計		1式			
工事価格		1式			

07-00000000001-40

数量総括表（設計書）

頁0-0005

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規 格	単 位	数量(前回)	数量(今回)	摘 要
工事価格計		1式			
消費税・地方消費税額		1式			
請負工事費		1式			

07-00000000001-40

工 事 費 内 訳 書

入札日 令和 年 月 日

商号又は名称
代表者の氏名
(代理人)

印
印

工事名	工事箇所			
費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	金 額	備 考
本 工 事				
道路修繕	1	式		
舗装工	1	式		
路面切削工	1	式		
舗装打換え工	1	式		
区画線工	1	式		
区画線工	1	式		
仮設工	1	式		
交通管理工	1	式		
直接工事費	1	式		
運搬費	1	式		
共通仮設費（率分）	1	式		
共通仮設費計	1	式		
純工事費	1	式		
現場管理費	1	式		

注1)「費目・工種・施工名称など」欄には、設計書の「数量総括表」の工事区分、工種、種別に該当する項目の全て、及び共通仮設費、現場管理費、一般管理費について記入すること。

注2)共通仮設費については、合計金額のほか、内訳として運搬費、準備費、仮設費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費のうち、当該工事で該当する項目全てについて記入すること。

注3)不明な点は事業主管課等に確認すること。

工 事 費 内 訳 書

入札日 令和 年 月 日

商号又は名称
代表者の氏名
(代理人)

印
印

工事名	工事箇所			
費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	金 額	備 考
工事原価	1	式		
一般管理費等	1	式		
契約保証費	1	式		
一般管理費等計	1	式		
工事価格	1	式		
工事価格計	1	式		

注1)「費目・工種・施工名称など」欄には、設計書の「数量総括表」の工事区分、工種、種別に該当する項目の全て、及び共通仮設費、現場管理費、一般管理費について記入すること。

注2)共通仮設費については、合計金額のほか、内訳として運搬費、準備費、仮設費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費のうち、当該工事で該当する項目全てについて記入すること。

注3)不明な点は事業主管課等に確認すること。

工事数量総括表

工事名 工事区分・工種・種別・細別	路線・河川名	市道中早川町1号線	箇所名	矢板市木幡地内 数量(前回)	数量(今回)	事業区分	
						工事区分	数量増減
工事延長		規格	単位				摘要
道路修繕			m		187.8		
舗装工			式		1		
路面切削工			式		1		
路面切削		全面切削6cm以下 平均厚さ t=5cm	m ²		1,900		
敷運搬		路面切削 DID区間有り	m ³		95		
敷処分		アスファルト敷	m ³		95		
舗装打換え工							
表層		車道・路肩部 t= 5cm	m ²		1,900		
区画線工							
区画線工							
溶融式区画線		区画線設置工 実線・白 W=15cm	m		540		
溶融式区画線		区画線設置工 実線・黄 W=15cm	m		169		
溶融式区画線		区画線設置工 破線・白 W=30cm	m		7		
溶融式区画線		区画線設置工 実線(ダブル)・白 W=45cm	m		228		
溶融式区画線		区画線設置工 矢印・記号・文字・白 W=15cm換算	m		81.9		
溶融式区画線		区画線設置工 矢印・記号・文字・黄 W=15cm換算	m		22.2		
溶融式区画線		区画線設置工 矢印・記号・文字・白 W=15cm換算	m		36.0		
仮設工							
交通管理工							
交通誘導警備員		交通誘導警備員B	式		1		

数量集計計算書

				単位	数 量	摘 要
道路修繕						
舗装工						
路面切削工						
	路面切削	路面切削 全面切削6cm以下 平均厚さ t=5cm		m2	1899.5	
	穀運搬	穀運搬 DID区間あり				
		V=	1899.50×0.05=	m3	95.0	
	穀処分	アスファルト				
		V=	1899.50×0.05=	m3	95.0	
舗装打換え工						
	表層	車道・路肩部 コアスカ [®] 入再生密粒度As(20)-50 t= 5cm		m2	1899.5	
区画線工						
	区画線工					
	溶融式区画線	区画線設置工 実線・白 W=15cm		m	540.1	
		区画線設置工 実線・黄 W=15cm		m	169.0	
		区画線設置工 破線・白 W=30cm		m	7.0	
		区画線設置工 実線(セアラ)・白 W=45cm		m	227.7	
		区画線設置工 矢印・白 W=15cm換算		m	81.9	
		区画線設置工 文字・黄 W=15cm換算		m	22.2	
		区画線設置工 文字・白 W=15cm換算		m	36.0	
仮設工						
	交通管理工					
	交通誘導警備員	交通誘導警備員B		式	1	

面積計算書 ①

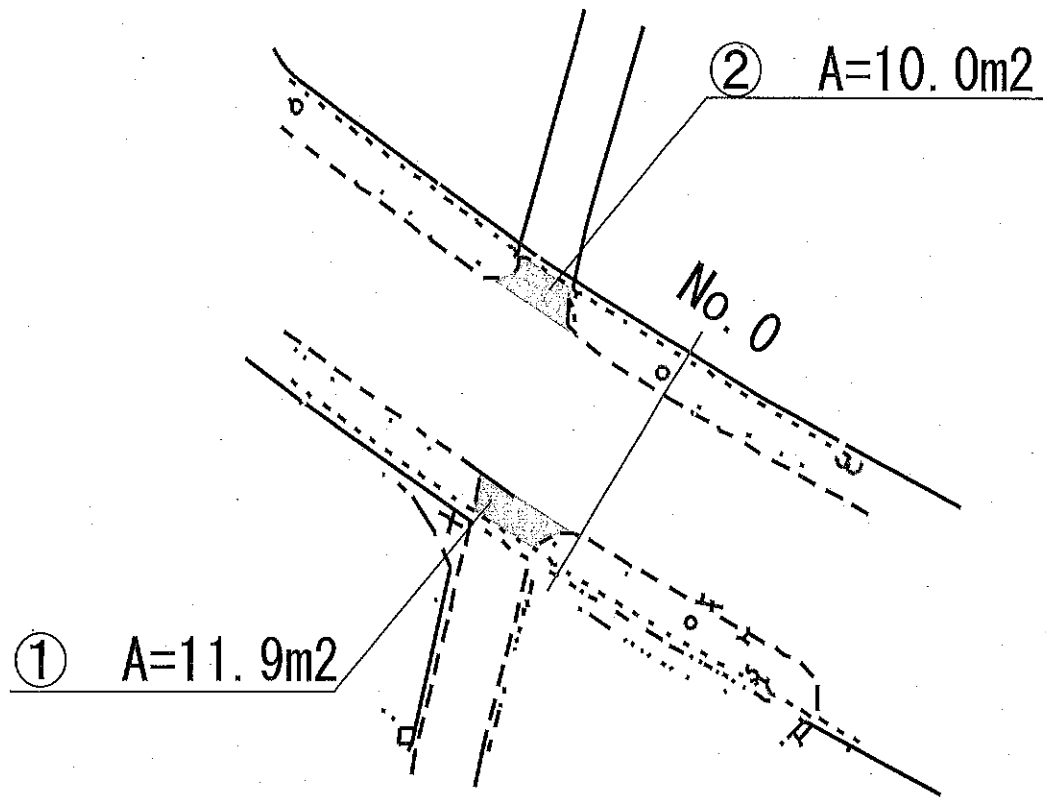
工事延長 L= 187.8 m

測 点		単距離	路面切削工 (t=5cm) 表層工 (t=5cm)						
(測点間距離)		20m	W	平均 W	面 積	W	平均 W	面 積	摘 要
No. 0		0.00	10.00	-	-				
No. 1		20.00	10.00	10.000	200.00				
No. 2		20.00	10.00	10.000	200.00				
No. 3		20.00	10.00	10.000	200.00				
No. 4		20.00	10.00	10.000	200.00				
No. 5		20.00	10.00	10.000	200.00				
No. 6		20.00	10.00	10.000	200.00				
No. 7		20.00	10.00	10.000	200.00				
No. 8		20.00	10.00	10.000	200.00				
No. 9		20.00	10.00	10.000	200.00				
No. 9	+ 7.76	7.76	10.00	10.000	77.60				
交差点部 ①					11.90				
交差点部 ②					10.00				
※別紙面積計算より									
合 計		187.76			1899.50				

交差点部 面積

交差点部 (No. 0付近)

※面積はCADにより求積



① $A=11.9\text{m}^2$

② $A=10.0\text{m}^2$

区画線工 数量集計表

[illegible]

数量計算書

N01

(区画線工)

溶融式区画線 区画線工平面図より

実線・白 W=15cm

外側線 5.0 + 181.8 + 181.8 + = 368.6 m

外周線 16.00 + 73.00 + 18.35 + = 107.4 m
※別紙：ゼブラ数量計算書参照

車線境界線 35.90 + 28.20 + + = 64.1 m

合計 = 540.1 m

実線・黄 W=15cm

外周線 16.3 + 73.0 + 18.0 + = 107.3 m
※別紙：ゼブラ数量計算書参照

車線境界線 25.8 + 35.9 + + = 61.7 m

合計 = 169.0 m

破線・白 W=30cm

ドット 3.0 + 4.0 + + = 7.0 m

実線 (ゼブラ) W=45cm

停止線 3.5 + 3.5 + 3.5 + = 10.5 m

ゼブラ 19.3 + 176.2 + 21.7 + = 217.2 m
※別紙：ゼブラ数量計算書参照

合計 = 227.7 m

数量計算書

N02

矢印・白 W=15cm換算

下記（道路標示設置要領）より

進行方向（右折） 7.9 × 5

= 39.5 m

進行方向（右折） 10.6 × 4

= 42.4 m

合計 = 81.9 m

文字・黄 W=15cm換算

速度制限（50km/h） 22.2 × 1

= 22.2 m

合計 = 22.2 m

文字・白 W=15cm換算

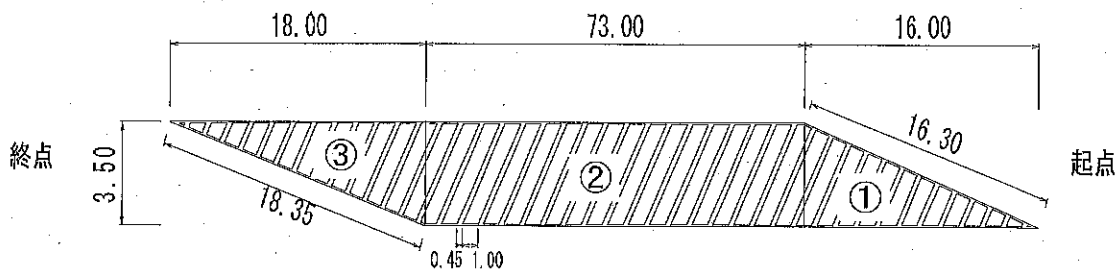
冠水注意 36.0 × 1

= 36.0 m

合計 = 36.0 m

ゼブラ数量計算書

展開図 S=free



面積

①	$(3.50 \times 16.00) / 2$	=	28.00 m ²
②	3.50×73.00	=	255.50 m ²
③	$(3.50 \times 18.00) / 2$	=	31.50 m ²

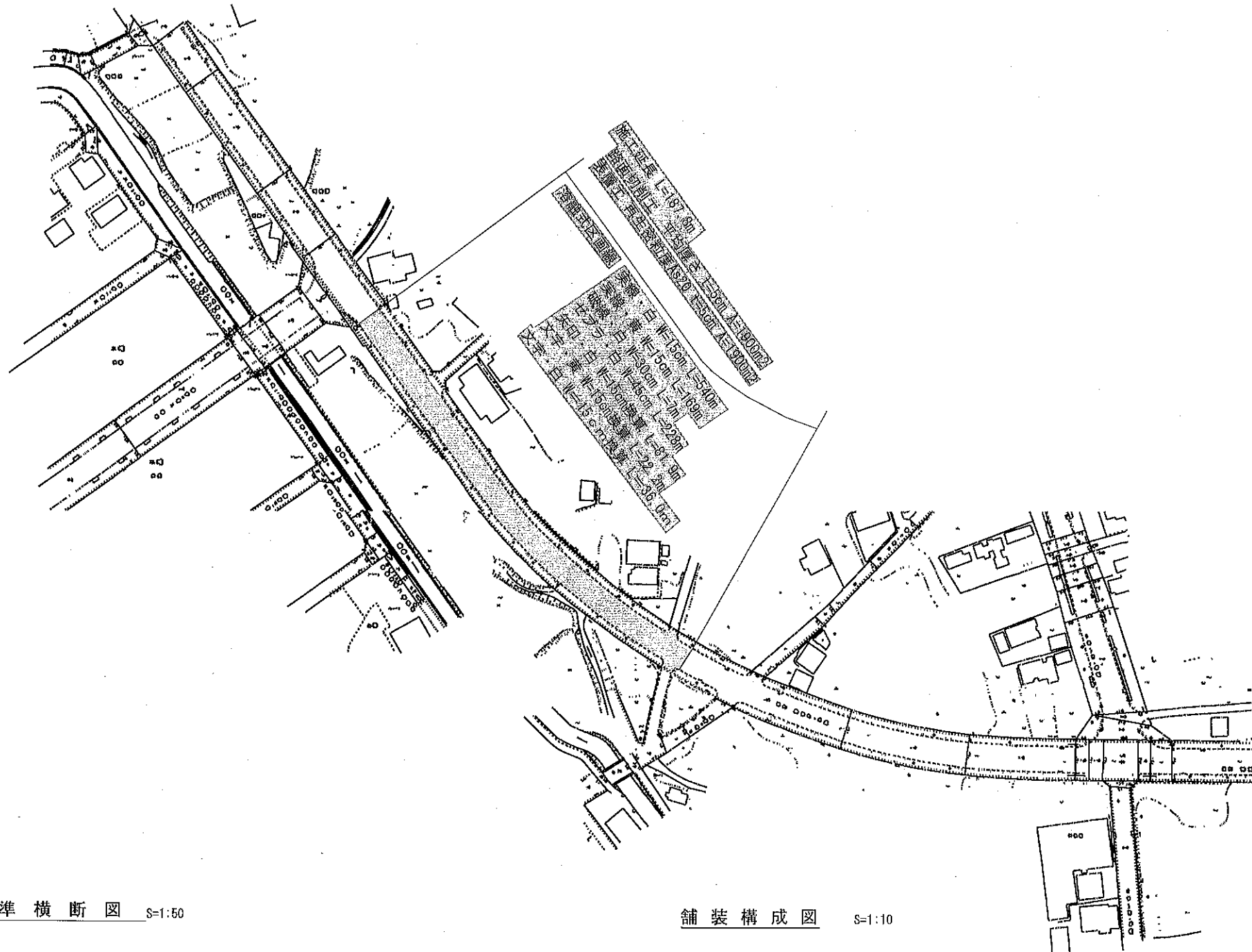
ゼブラ (45cm) 延長

①	$28.00 \times (0.45 / 1.45) / 0.45$	=	19.31 m
②	$255.50 \times (0.45 / 1.45) / 0.45$	=	176.21 m
③	$31.50 \times (0.45 / 1.45) / 0.45$	=	21.72 m
合計		=	217.2 m

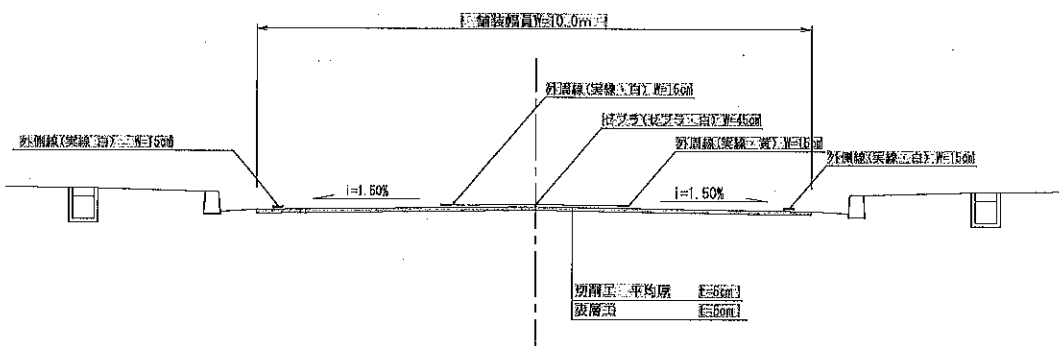
外周線 (15cm) 延長

白	$16.00 + 73.00 + 18.35$	=	107.4 m
黄	$16.30 + 73.00 + 18.00$	=	107.3 m

平面図 S=1:1000



標準横断面図 S=1:50

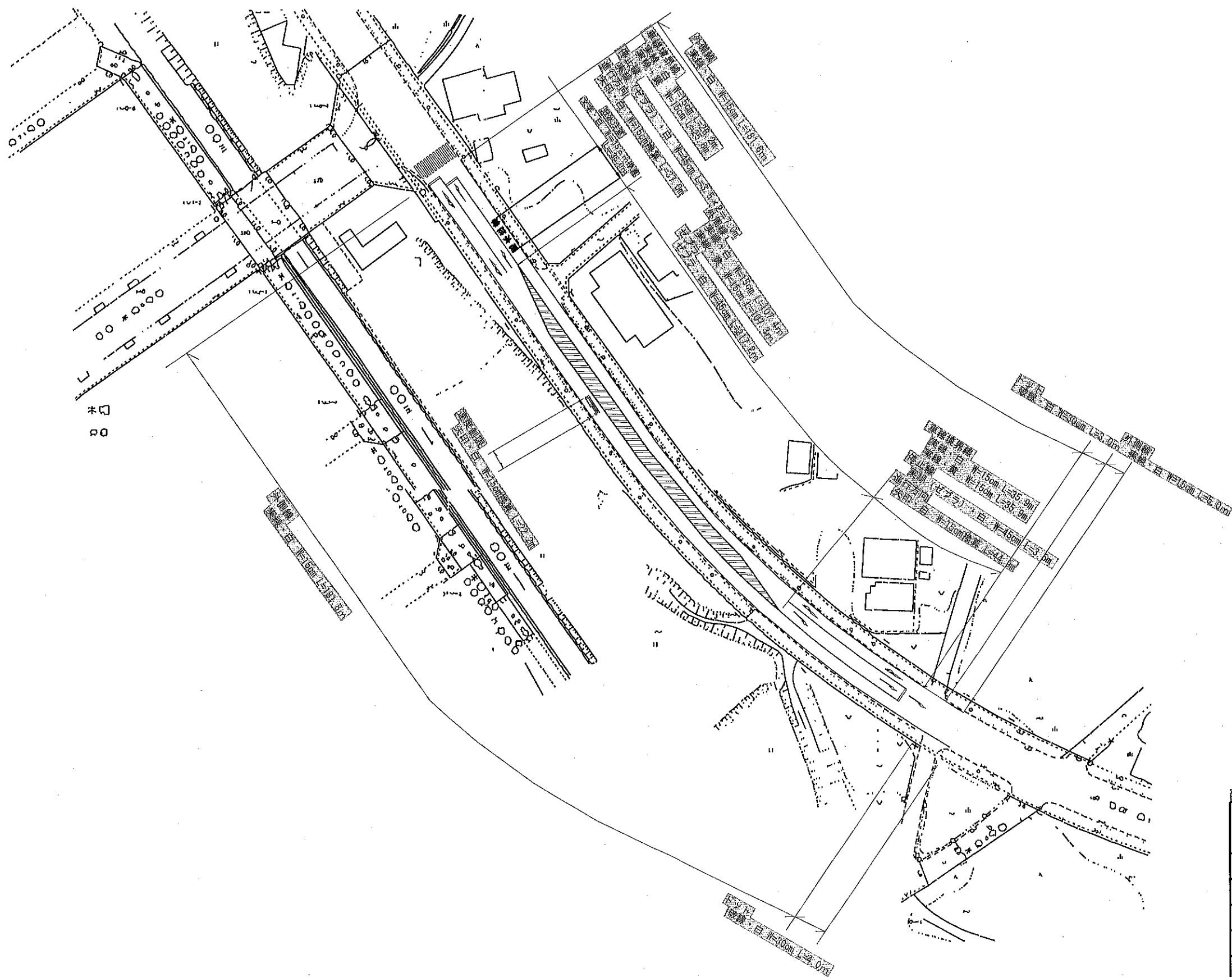


舗装構成図 S=1:10

100	既設As層	表層《再生粗粒度As20》	50
150	上層路盤	既設As層	50
150	下層路盤	上層路盤	150
150		下層路盤	150

実施			
工事名	舗装修繕工事（市道東町・鹿島町1号線） 矢板市本幡地内		
図面名	平面図		
作成年月日	令和7年7月		
縮尺	図示	図面番号	1 / 2
会社名			
事務所名	矢板市		

区画線工平面図 S=1:500



実施			
工事名	舗装修繕工事（市道東町・鹿島町1号線） 矢板市木曽地内		
図面名	平面図		
作成年月日	令和7年7月		
縮尺	1:500	図面番号	1 / 2
会社名			
事務所名	矢板市		